

山口県警察犬運用要綱

平成5年10月8日
山口刑鑑第765号
山口刑捜一第1704号

(概 要)

本通達は、警察犬（警察本部において直接管理運用する犬及び警察部外者が飼育している犬のうち、警察本部長があらかじめ出動を囑託している犬）の効果的な運用を図るために必要な事項を定めたものである。

要綱の内容は、

- 運用責任者
- 担当者の任務
- 囑託警察犬資格審査
- 囑託及び囑託の解除
- 囑託警察犬手帳等の返納
- 警察犬の出動
- 備付簿冊

等である。